

日之影町告示第6号

令和4年第1回日之影町議会定例会を次のとおり招集する

令和4年2月9日

日之影町長 佐藤 貢

- 1 期 日 令和4年3月1日  
2 場 所 日之影町役場（議会議場）
- 

○開会日に応招した議員

工藤 英信君	高館 英嗣君
小谷 幸治君	甲斐 睦彦君
河野 學君	飯干 静香君
小川 輝久君	一水 輝明君

---

○3月3日に応招した議員

同上

---

○3月7日に応招した議員

同上

---

○3月18日に応招した議員

同上

---

○応招しなかった議員

なし

---

---

令和4年 第1回 日之影町議会定例会会議録（第1日）

令和4年3月1日（火曜日）

---

議事日程（第1号）

令和4年3月1日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告 諸般の報告
- 日程第4 報告 議長が決定した議員派遣
- 日程第5 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第6 議案第2号 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定
- 日程第7 議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第4号 日之影町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第5号 日之影町議会の議員の議員報酬費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第6号 町長、副町長及び教育長給与条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第7号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第8号 日之影町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第9号 日之影町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第10号 日之影町消防団給与条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第11号 日之影町税及び国民健康保険税の徴収等の特例に関する条例を廃止する条例の制定
- 日程第16 議案第12号 日之影町公の施設に係る指定管理者の指定について（中央地区多目的研修集会施設）
- 日程第17 議案第13号 令和4年度日之影町一般会計予算
- 日程第18 議案第14号 令和4年度日之影町国民健康保険病院事業会計予算
- 日程第19 議案第15号 令和4年度日之影町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第20 議案第16号 令和4年度日之影町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第21 議案第17号 令和4年度日之影町奨学資金事業特別会計予算
- 日程第22 議案第18号 令和4年度日之影町農業集落排水事業特別会計予算

- 日程第23 議案第19号 令和4年度日之影町介護保険特別会計予算  
日程第24 議案第20号 令和4年度日之影町後期高齢者医療特別会計予算  
日程第25 議案第21号 令和3年度日之影町一般会計補正予算（第10号）  
日程第26 議案第22号 令和3年度日之影町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）  
日程第27 議案第23号 令和3年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）  
日程第28 議案第24号 令和3年度日之影町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）  
日程第29 議案第25号 令和3年度日之影町奨学資金事業特別会計補正予算（第2号）  
日程第30 議案第26号 令和3年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 報告 諸般の報告  
日程第4 報告 議長が決定した議員派遣  
日程第5 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について  
日程第6 議案第2号 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定  
日程第7 議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
日程第8 議案第4号 日之影町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
日程第9 議案第5号 日之影町議会の議員の議員報酬費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例  
日程第10 議案第6号 町長、副町長及び教育長給与条例の一部を改正する条例  
日程第11 議案第7号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
日程第12 議案第8号 日之影町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例  
日程第13 議案第9号 日之影町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
日程第14 議案第10号 日之影町消防団給与条例の一部を改正する条例  
日程第15 議案第11号 日之影町税及び国民健康保険税の徴収等の特例に関する条例を廃止する条例の制定  
日程第16 議案第12号 日之影町公の施設に係る指定管理者の指定について（中央地区多目的研修集会施設）  
日程第17 議案第13号 令和4年度日之影町一般会計予算  
日程第18 議案第14号 令和4年度日之影町国民健康保険病院事業会計予算

- 日程第19 議案第15号 令和4年度日之影町国民健康保険事業特別会計予算  
 日程第20 議案第16号 令和4年度日之影町簡易水道事業特別会計予算  
 日程第21 議案第17号 令和4年度日之影町奨学資金事業特別会計予算  
 日程第22 議案第18号 令和4年度日之影町農業集落排水事業特別会計予算  
 日程第23 議案第19号 令和4年度日之影町介護保険特別会計予算  
 日程第24 議案第20号 令和4年度日之影町後期高齢者医療特別会計予算  
 日程第25 議案第21号 令和3年度日之影町一般会計補正予算（第10号）  
 日程第26 議案第22号 令和3年度日之影町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）  
 日程第27 議案第23号 令和3年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）  
 日程第28 議案第24号 令和3年度日之影町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）  
 日程第29 議案第25号 令和3年度日之影町奨学資金事業特別会計補正予算（第2号）  
 日程第30 議案第26号 令和3年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第4号）

---

出席議員（8名）

1番 工藤 英信君	2番 高舘 英嗣君
3番 小谷 幸治君	5番 甲斐 睦彦君
6番 河野 學君	7番 飯干 静香君
8番 小川 輝久君	9番 一水 輝明君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 富士本浩一郎君      録音係（総務課補佐） 押方 誠君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	佐藤 貢君	教育長 ……………	橋本 範憲君
総務課長 ……………	甲斐 敏弘君	会計管理者 ……………	森重 喜博君
地域振興課長 ……………	工藤 富士君	町民福祉課長 ……………	甲斐 秀明君
税務課長 ……………	谷川 靖君	農林振興課補佐 ……………	平川 誠二君
建設課長 ……………	佐藤 尚君	保健センター所長 ………	丹波 昌二君

病院事務長 …………… 甲斐しおり君      教育次長 …………… 平川 浩二君  
代表監査委員 …………… 小林 政隆君

---

午前10時00分開会

- 議長（一水 輝明君） 改めまして、おはようございます。  
これから令和4年第1回日之影町議会定例会を開会します。  
直ちに本日の会議を開きます。
- 

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名

- 議長（一水 輝明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、8番、小川輝久君、1番、工藤英信君を指名します。
- 

#### 日程第2. 会期の決定

- 議長（一水 輝明君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの18日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（一水 輝明君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月18日までの18日間に決定をいたしました。
- 

#### 日程第3. 諸般の報告

- 議長（一水 輝明君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。  
まず、本日の会議に出席を求めた説明員の職・氏名は、お手元に配付したとおりであります。  
議長報告につきましては、先に報告書を配付していますので、これを報告といたします。  
以上で諸般の報告を終わります。
- 

#### 日程第4. 議長が決定した議員派遣

- 議長（一水 輝明君） 次に、日程第4、議長が決定した議員派遣を報告します。  
議長が決定した議員派遣は、2月28日、延岡市で開催された宮崎県北部広域行政事務組合議会定例会に、総務文教常任委員長小谷幸治君、経済建設常任委員長河野學君を派遣。  
議長が決定した議員派遣は、以上1件であります。

---

## 日程第5. 同意第1号

○議長（一水 輝明君） 次に、日程第5、同意第1号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 同意第1号固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を説明いたします。

固定資産評価審査委員会委員であります馬場伊左子氏が、令和4年3月10日をもって任期満了となります。

つきましては、同氏を引き続き委員として選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（一水 輝明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。河野學君。

○議員（6番 河野 學君） 固定資産評価委員会というのは、年間何回ぐらい委員会が行われるものですか。それと、もう一度仕事の内容を、固定資産の評価ですけど、その辺のところをもう一度説明をお願いします。

○議長（一水 輝明君） 総務課長。

○総務課長（甲斐 敏弘君） まず、固定資産評価委員会ですが、固定資産税の評価に対しまして異議がある方が異議を申し立てた場合についてのみ委員会が開催されます。異議についての審議が妥当であるのかどうかということを審議するところでございます。

現在、記録に残っているところでは、異議の申立ての実績はございません。ただ、委員会として、研修を重ねることがありますので、年に一度、研修会という形で、委員会が開かれなくても、年に一度は研修会という形で委員会を開いているところでございます。

○議長（一水 輝明君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一水 輝明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件のため討論を省略して、会議規則第81条の規定により直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一水 輝明君） 異議なしと認めます。本案は討論を省略して、直ちに採決することに決定をいたしました。

この採決は、起立によって行います。日程第5、同意第1号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（一水 輝明君） 起立多数であります。よって、同意第1号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第6 議案第2号

○議長（一水 輝明君） 次に、日程第6、議案第2号長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第2号長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についての提案理由を説明いたします。

長期継続契約につきましては、地方自治法で規定される契約のほか、法令等の規定により条例で定めるものとされており、本町では平成18年に条例を制定したところでございます。

今回は、長期継続契約ができる対象を性質ごとに規定するものであり、業務に必要なものをさらに安定的かつ有利に確保し、契約事務の簡素化、効率化が図られるものであります。

なお、契約事務の取扱いについては、事務処理規定により、適正な処理のための必要な事項を定め、契約の期間は品質と競争性を確保する観点から、法定耐用年数や商習慣に基づき、原則として5年以内とすることとしております。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（一水 輝明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。小谷幸治君。

○議員（3番 小谷 幸治君） 現況においては、債務負担行為の設定ということで実施されておりますが、今回、この条例の制定について業者からの要望などはあったのか。また、この条例を制定することによる業者のメリット、そしてまた各課の事務処理等の効果などについて説明を受けたいと思います。

○議長（一水 輝明君） 総務課長。

○総務課長（甲斐 敏弘君） 御質問にお答えします。

まず、業者化からの依頼があったかというのは、業者からの依頼はございません。また、業者のメリットに対しましては、現在、長期契約を結ぶ場合は、当然債務負担行為という形で行っておるところでございますが、現在公用車のリース等々も増えております。公用車のリースについては、債務負担行為は行っておりますが、それ以外の、例えていいますとAEDとか、そういう小規模なリースものにつきましては単年度契約、本来ですと3年なり、5年なりの耐用年数というものがありますが、それについては単年度契約を結んでおりますので、業者としまして当然ですが、こちらの行政側としまして、1年ごとに契約を結ばなければいけないものが、3年なり、5年に1回という形になりますので、そのメリットがあるかと思われるところがございます。

以上です。

○議長（一水 輝明君） よろしいでしょうか。小谷幸治君。

○議員（3番 小谷 幸治君） その長期継続契約をすることにおいて、5年なら5年という形を取られると思うのですが、車とかは。それで、そのコスト面、今まで契約をしてきた金額、それよりも案外節約効果はあると思うのでしょうか。

○議長（一水 輝明君） 総務課長。

○総務課長（甲斐 敏弘君） まだ資産までは行っておりませんが、例えばですけど、先ほど申しましたように、1年ごとに契約を更新する場合と、5年まとめて契約する場合には、当然その分のスケールメリットといいますか、その部分は出てくるのではないかとというようには感じておるところですが、実際どのような形になっているかというのも、見積り自体を取ったわけではございませんのではっきりは申しませんが、そのような形でスケールメリットが出てくるのではないかと考えているところです。

○議長（一水 輝明君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。甲斐睦彦君。

○議員（5番 甲斐 睦彦君） 業者の数は何社くらいあるものですか。

○議長（一水 輝明君） 総務課長。

○総務課長（甲斐 敏弘君） 今から長期契約に向けまして、何を長期契約にするかを洗い出した、今からやっ払いこうというようには思っているところです。

今、考えているところが公用車のリース、また、庁舎の警備等々を考えているところです。警備員の委託とか、電気工作物等のシステム保守等の委託等も考えておりますが、数等についてはまだ、今から拾い出しを行いますので、この場ではちょっと申し上げられませんが、ある程度方針が固まった時点で、また議会の皆様方にはお示しをしたいと考えておるところです。

○議長（一水 輝明君） よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） 提案理由書にもあるのですが、長期契約についてで、法定耐用年数や商習慣に基づき、原則として5年以内という記載があるのですが、5年以内の中でそれぞれ



期間が変わってくるというような認識でよろしいでしょうか。

○議長（一水 輝明君） 総務課長。

○総務課長（甲斐 敏弘君） 議員のおっしゃられるとおり、その契約によって変わってくると思われま。やはりその耐用年数を超えてまでは当然できませんし、耐用年数を考慮しつつ、また、契約期間が妥当な部分、一般常識として考え得る妥当な部分でいたいという考えではおりますので、最長でも5年、短いものについてはもしかしたら3年とか、2年とかいうものもあるかもしれませんが、その契約内容について考慮したいというように考えております。

○議長（一水 輝明君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一水 輝明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一水 輝明君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第6、議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（一水 輝明君） 起立多数であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第7. 議案第3号

○議長（一水 輝明君） 次に、日程第7、議案第3号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第3号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

令和3年8月10日の人事院勧告に伴い、国家公務員の育児休業等に関する法律、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案が令和4年2月1日に閣議決定され、現在開会中の国会で審議されており、国家公務員に準じて措置するものであります。

改正の内容は、非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等で、令和4年4月1日から適用するものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（一水 輝明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。甲斐睦彦君。

○議員（5番 甲斐 睦彦君） それでは、本町における対象者は何名ぐらいいらっしゃいますか。

○議長（一水 輝明君） 総務課長。

○総務課長（甲斐 敏弘君） 本町におきましては、一般的にいわれる会計年度任用職員でございますが、約30名程度いるというように認識しております。

○議長（一水 輝明君） よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一水 輝明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一水 輝明君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第7、議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（一水 輝明君） 起立多数であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8. 議案第4号

○議長（一水 輝明君） 次に、日程第8、議案第4号日之影町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第4号日之影町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

令和3年8月10日の人事院勧告に伴い、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が令和4年2月1日に閣議決定され、現在開会中の国会で審議されており、国家公務員に準じて措置するものであります。

改正の内容は、民間事業所におけるボーナスの支給割合と均衡を図るため、期末手当の支給月

数を一般職員においては0.15月、再任用職員においては0.1月引き下げるもので、令和4年6月から適用するものであります。

また、令和3年度の引下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額する取扱いとされたことから、特例措置として適用するものであります。

あわせて、医療職給料表の適用範囲に作業療法士を追加するものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（一水 輝明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） こちらの提案理由書の医療職給料表の適用範囲に作業療法士を追加するとございますが、作業療法士が今回、町病院のほうに入所されたという形によろしいですか。

○議長（一水 輝明君） 総務課長。

○総務課長（甲斐 敏弘君） 今回、4月から西臼杵の公立病院の再編統合に向けまして、作業療法士を1名採用することとしておりますので、今回この条例に上げたところでございます。

○議長（一水 輝明君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一水 輝明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一水 輝明君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第8、議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（一水 輝明君） 起立多数であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第9. 議案第5号

○議長（一水 輝明君） 次に、日程第9、議案第5号日之影町議会の議員の議員報酬費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第5号日之影町議会の議員の議員報酬費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

令和3年8月10日、人事院は、国会及び内閣に対して国家公務員の給与等を引き下げる勧告を行いました。

これに伴い、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案が令和4年2月1日に閣議決定され、現在開会中の国会で審議されており、国家公務員に準じて措置するものであります。

今回の改正は、国家公務員の特別職に準じて、議員に係る期末手当の支給月数を0.1月引き下げるもので、令和4年6月から適用するものであります。

また、令和3年度の引下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額する取扱いとされたことから、特別措置として適用するものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（一水 輝明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一水 輝明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一水 輝明君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第9、議案第5号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（一水 輝明君） 起立多数であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10. 議案第6号

○議長（一水 輝明君） 次に、日程第10、議案第6号町長、副町長及び教育長給与条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第6号町長、副町長及び教育長給与条例の一部を改正する条例の提

案理由を説明いたします。

令和3年8月10日、人事院は、国会及び内閣に対して国家公務員の給与等を引き下げる勧告を行いました。

これに伴い、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案が令和4年2月1日に閣議決定され、現在開会中の国会で審議されており、国家公務員に準じて措置するものであります。

今回の改正は、国家公務員の特別職に準じて、町長、副町長及び教育長に係る期末手当の支給月数を0.1月引き下げるもので、令和4年6月から適用するものであります。

また、令和3年度の引下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額する取扱いとされたことから、特別措置として適用するものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（一水 輝明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一水 輝明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一水 輝明君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第10、議案第6号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（一水 輝明君） 起立多数であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第11. 議案第7号

○議長（一水 輝明君） 次に、日程第11、議案第7号第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第7号第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

令和3年8月10日の人事院勧告に伴い、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が令和4年2月1日に閣議決定され、現在開会中の国会で審議されており、会計年度任用職員につきましても、一般職に準じて措置するものであります。

改正の内容は、期末手当の支給月数を0.15月引き下げるもので、令和4年6月から適用するものであります。

また、令和3年度の引下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額する取扱いとされたことから、特別措置として適用するものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

[町長降壇]

○議長（一水 輝明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。高舘英嗣君。

○議員（2番 高舘 英嗣君） 4から7号議案までの給与の減額、手当の減額なんですけど、一般企業、民間企業も今の御時勢でちょっと収入も下がってきているので、致し方ない部分はあるとは思いますが、一般職、もしくは会計年度任用職員の方々を含めて下げられることで、モチベーションというのは保てるのかなという不安が一つと、国会で審議中で下げられる一方、国に対して何かその分の対価を求めていったりすることをしなくてもいいのかなと、この続きの議案を見て思ったところなんですけど、いかがでしょうか。

○議長（一水 輝明君） 総務課長。

○総務課長（甲斐 敏弘君） 公務員の給与につきましては、皆さん御存じかと思いますが、一般の企業であれば、労働組合とか雇い主と雇用される方との交渉によって給与等は決まるところでございますが、公務員についてはその交渉ができないという法律でなっております。その代替案としまして、人事院が全国の給与等を調査しまして、それに基づいて人事院勧告ということで、毎年夏に勧告が出される場所でございます。それを基に今回引下げを行うところですが、例えばの話ですけど、人事院勧告で当然アップする場合もございます。ただ、やはり全国的に冷え込んだ場合はダウンすると。やっぱりその世の中の、日之影町とかではなくて、全国的な流れの中での動きでございますので、これはもう従前からずっとその動きの中で上がることもあれば、下がることもあるというのは、職員自ら分かっていることですので、これによってそのモチベーションが下がるということはあってはならないと思いますし、ないと信じておるところでございます。

あと、国に対しましては、特段、実際として上げたほうがいいのか、下げてくださいという要望も当然できないことになっておりますし、することもございません。やはり世の中のルールとして、今まで培ってきたルールの中で今動いているところでございます。

以上です。

○議長（一水 輝明君） よろしいでしょうか。高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） 確かに安定はしているのですが、特に子育て世帯の家庭とかい  
ると思うのです。上げてくれとか、下げてくれの要望ではなく、下げた分、別の事業は何かない  
ですかという要望を提案していったほうがいいんじゃないかなって。そっちのほうが仕事は増え  
るので、皆さんのモチベーションも保って、モチベーションという言葉で言うとおかしい、語弊  
が生じるかもしれないのですが、そういったように言ってもいいのではないかなとちょっと思っ  
たので、そういった形の質問なんですけど、いかがでしょう。

○議長（一水 輝明君） 総務課長。

○総務課長（甲斐 敏弘君） 議員おっしゃられる、ありがたい話ではございますが、やはり公務  
員としまして、多分、町民の方もいろんな考えの方がいらっしゃると思います。その中で、一  
定のルールの中で動いていくのは一番町民の方が納得されるのかなと思っていますところ  
です。

ただ、子育て世帯に対しての支援については、当然、町民の皆様を含めまして支援はやってい  
っているところでもありますし、またさらに改善するところは改善していきたいというように考  
えているところですので、そのところでやっていきなないなと思っていますところ  
です。

また、職員のモチベーションにつきましては、給与もさることながら、やはり仕事のやりがい、  
町民の方々に喜んでいただけたら、町民の方から、当然ですが感謝していただいたりとかして  
もらうのが一番職員に対するモチベーションアップに上がるのかなと思っています。当然、その  
ためには職員もスキルアップとか、それなりのことはきちんとやっていかなきゃいけないと  
考えておりますので、おっしゃっていただけるのはありがたいことですが、ルールとしましてこ  
ういう形で取らせていただいているところ  
です。

○議長（一水 輝明君） 町長。

○町長（佐藤 貢君） 今、総務課長が申し上げたとおりで、この人事院勧告制度につきまして  
は、長年の制度の中で、日本全国の自治体、これに沿った形で職員の給与と、あるいは議員の皆  
さん方、我々の特別職等の給与についても、これに準じた形で地方自治体は地方公務員法でやっ  
ていくということになっておりますので、このような形で取らせていただきたいと思います。

また、高館議員の子育て世帯等々に対する違った意味の支援等については、それは国の制度改  
正についても要望をいたしておりますし、町独自でもきちんと見直してやっていっております。

そして今回、令和4年度当初予算におきましても、子育て支援対策につきましては思い切った  
施策として提案をさせていただいておりますので、そういった面においてまた御理解賜ればと思  
っておりますので、この給与等につきましては、法律上、その中で対応させていただくというよ  
うに考えております。

以上です。

○議長（一水 輝明君） よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一水 輝明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一水 輝明君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第11、議案第7号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（一水 輝明君） 起立多数であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第12. 議案第8号

○議長（一水 輝明君） 次に、日程第12、議案第8号日之影町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第8号日之影町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

今回の改正は、子育て世帯の保護者の負担を軽減するため、令和4年度よりゼロ歳から15歳までの医療費を全額助成することに伴い、日之影町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（一水 輝明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。小谷幸治君。

○議員（3番 小谷 幸治君） 議案第8号でございますが、この時代はやっぱり、子育て、並びにその後の教育に関わるいろんな保護者の負担というのが大きくなっている時代でございますが、今回の改正でゼロ歳から15歳までの医療費を全額助成するという提案でございますが、その対象者、並びに財源等のことについて説明をお願いしたいと思いますし、条例の一部改正の内容についても説明をお願いしたいと思います。



○議長（一水 輝明君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（甲斐 秀明君） ただいまの御質問にお答えいたします。

来年度の対象者でございますが、現在324名で見込みをしております。

財源につきましては、子育て応援基金を現在も活用させていただいておりますが、引き続き活用をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（一水 輝明君） 具体的な取組の内容について。町民福祉課長。

○町民福祉課長（甲斐 秀明君） 条例改正の内容につきましては、ゼロ歳から小学校までの子供に関しましては自己負担が350円、小中学校につきましては1,000円の個人負担がございましたが、この個人負担分を免除するというようにしております。そのための条例改正としております。

以上でございます。

○議長（一水 輝明君） よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。小川輝久君。

○議員（8番 小川 輝久君） 条例の中の第4条、日之影町長は、助成対象者が宮崎県内の保険医療機関と括弧書きで県外一部医療機関を含むというただし書があるわけですが、この県外一部医療機関という縛りをちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（一水 輝明君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（甲斐 秀明君） 県外の一部医療機関ということでございますが、一つの例としてですが、馬見原にございます山口医院に関しましては、子供さん、そちらのほうで診察を受ける場合もございますので、今回それも含めているところでございます。

○議長（一水 輝明君） 小川輝久君。

○議員（8番 小川 輝久君） それは、県内は無償ということになると思いますが、県外、山口医院、今のところは山口医院のみという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（一水 輝明君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（甲斐 秀明君） 例として山口医院を挙げさせていただきましたが、県外でも子供さんがそちらのほうで受診された場合には対象となります。

○議長（一水 輝明君） 小川輝久君。

○議員（8番 小川 輝久君） 理解をしましたが、それではこの県外一部医療機関という、一部医療機関という文言は、この条例の中に必要なのでしょうか。

○議長（一水 輝明君） 答弁を求めます。答弁できますか。町民福祉課長。

○町民福祉課長（甲斐 秀明君） すみません、ちょっと内容についてまた調べまして、後ほど答弁させていただきたいと思います。

○議長（一水 輝明君） よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。工藤英信君。

○議員（1番 工藤 英信君） 町内以外、県外は何か縛りがあるのかなと思うのですが、例えば難病をされたお子様とか、1型糖尿病とか、もともと膵臓からインスリンが出ていないという重症な子供たちも全て、県内であれば無料ということではよろしいのでしょうか。

○議長（一水 輝明君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（甲斐 秀明君） この子供医療助成につきましては、ゼロ歳から15歳までは無料ということでございます。難病に関しましては、障害福祉のほうでも医療費の助成もございしますので、そちらのほうで活用されているとは思いますが。

○議長（一水 輝明君） 工藤英信君。

○議員（1番 工藤 英信君） 医療費無料ということでありますので、無料じゃないのですか。福祉のほうに行っても、どういうふうに解釈すればよろしいのでしょうか。

○議長（一水 輝明君） 再度、答弁を求めます。内容が分かりましたか。町民福祉課長。

○町民福祉課長（甲斐 秀明君） 医療費については無料でございます。個人負担分、医療機関での何割、3割とか2割負担の医療費を個人で負担をしておりますが、その分が無償となることとございます。

○議長（一水 輝明君） 個人負担の分が無償になるということで答弁です。よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。河野學君。

○議員（6番 河野 學君） 先ほど小川議員の、4条の今度は2番目ですけど、日之影町長は、助成対象者が保険医療機関等において子供に係る保険給付金につき、一部負担金、または医療費の全額を支払った場合は、前項の規定の例により助成するものとするとして書いてあるので、これは一旦、保護者が医療費を支払うということですか。そして後で役場において払戻しをするということですか。

○議長（一水 輝明君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（甲斐 秀明君） 町外の場合、医療費はうちのほうが受給者証を交付しておりますが、それが使えない医療機関もございしますので、その場合は一度個人負担分をお支払いしていただいて、領収書をお持ちいただいて、償還払いということでお支払いのほうはさせていただきます。

○議長（一水 輝明君） よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一水 輝明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一水 輝明君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第12、議案第8号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（一水 輝明君） 起立多数であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13. 議案第9号

○議長（一水 輝明君） 次に、日程第13、議案第9号日之影町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第9号日之影町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

今回の改正は、国民健康保険税の納期を12期から10期に変更するものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（一水 輝明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。甲斐睦彦君。

○議員（5番 甲斐 睦彦君） 12期から10期ということで、1期ごとの負担額が当然増えるわけですが、これに対しての本町としてのメリットというのはどういうところにあるものでしょうか。

○議長（一水 輝明君） 税務課長。

○税務課長（谷川 靖君） 甲斐議員の御質問にお答えします。

メリットとしては、前提として集合税という、町民税、固定資産税、それから国民健康保険税を今、集合徴収という形で10期で徴収させていただいてもらいます、町民の方には納付していただいておりますが、それを一つ一つの税に分けるという前提がございまして、と申しますのが、また集合税をコンピューターで処理するシステムとかの入替えとかもございまして、その関係で集合税を一つ一つの税、単税という形で徴収させてもらうということになります。

その中で国民健康保険税が10期になるわけなんですけど、もともと国民健康保険税条例としては12期で設定されておりました。それを集合税として10期で徴収しておりますが、それで国民健康保険税というように考えると、今までと変わらない10期で徴収するという形になります。

ほかの税についてはまた状況が違いますが、国民健康保険税については大きくは変わらないというように御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（一水 輝明君） よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一水 輝明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一水 輝明君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第13、議案第9号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（一水 輝明君） 起立多数であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議案第10号

○議長（一水 輝明君） 次に、日程第14、議案第10号日之影町消防団給与条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第10号日之影町消防団給与条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

今回の改正は、全国的な消防団員減少に伴い、国の消防団員の処遇等に関する検討会で示された指針を受け、日之影町消防団給与条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、一般団員、班長及び部長階級の年報酬引上げと、出動手当等の改正であります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（一水 輝明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。工藤英信君。

○議員（1番 工藤 英信君） 大変消防団の方には、日頃より町民の方が生命、財産等を守る使命を持って活動されております。本当にありがたく思っておるところでございます。こういった上がるということは大変喜ばしいとは思いますが、例えば遭難したとして、その当事者の

負担というのは全然、今ないですか、お考えは。

○議長（一水 輝明君） 総務課長。

○総務課長（甲斐 敏弘君） 御質問にお答えしますが、以前から遭難者の負担についてこの場でいろいろ議論もなされたところがございます。先般より近隣市町村を調べましたら、高千穂は今現在、負担金を徴収しているということがございます。あと、延岡と特に多い大分県境の佐伯市、豊後大野市につきましては、今のところ取っていないという情報でございますが、やはり町民の方に対しては当然町の消防団として出動すべきだとは思っているところです。

ただ、町外者の方についてどうするのかと、今後、当然消防団としての維持負担費も出動することに対して増えてくる部分がございますので、そこについて佐伯市と豊後大野市のほうにちょっと相談というか、お互い意見交換をしに行こうということで計画をしておったのですが、なかなかこのコロナ禍の中で県外をまたげないという状況になって、電話でもできるのですが、実際会ってやっぱり話して、こういうことについては実際、顔を見合わせて打合せをしたほうがいいだろうということで、ちょっと今のところ止まっている状況でございます。

ただ、大分県側で取っていないのに日之影で取るのはどうなのかとか、ちょっといろいろ、あと、消防団の考え方もあろうかとございますので、そこも含めまして、いろいろ情報収集をして、どのような形が一番いいのか、財政も含めまして、今検討したいと考えておるところでございます。

○議長（一水 輝明君） 工藤英信君。

○議員（1番 工藤 英信君） 本当に消防団員も仕事を休んで指導されるわけでございます。令和2年度決算審査特別委員会委員長より報告がございました。安易な登山や軽装等による遭難は消防団員への負担も大きく、捜査、救助活動のため団員の指導手当や、食糧費及び消耗品等の費用については、当初は負担の在り方を一考すべきであるとされております。これをもう、令和2年度でありますので、こういった議場で議論したものは軽く見ないで、しっかり話し合うべきじゃないですか。直接もう、コロナもありましたけども、何回かこういう問題は出ております。ぜひ早急な対応をしていただきたいなと思うところでございます。

○議長（一水 輝明君） 総務課長。

○総務課長（甲斐 敏弘君） 当然、重々分かっておりますが、今年に関しまして言いますと、幸いなことに登山によります捜索はなかったところがございますが、当然、議員おっしゃられるように、委員会からも報告がありますので、当然やっていかなきゃいけないというのは重々分かってはいますが、先ほど申しましたように、コロナのせいにするわけではないのですが、やはりこの話については電話先ではなくて、直接対面して話をしたほうがいいのかなどと考えておりますので、早急に対処したいと考えておるところです。

○議長（一水 輝明君） よろしいでしょうか。河野學君。

○議員（6番 河野 學君） 先ほど総務課長が、大分側が取らないのに日之影が取るというのはいかがなものかと答弁されましたが、当然日之影も払うべきだと思います。うちも払うから、日之影の住民がおたくに行つて遭難したらうちも払うから、おたくも払いましょうや。でないと若い者がかわいそうです。子育て真っ最中で、2日も3日も危険な山に登つて捜索するのも、私も消防団、32年いっちょつて、八戸老人ホームの行方不明で1週間ぶつ続けで出ました。1人、残念なことに発見されませんでしたけど、そのとき私も子育て真っ最中です、大変なんですやっぱり。そういうところも含めて協議してもらいたいと思います。

それともう一点、もう少し上がらんかったかなと、一般団員の報酬が。せめて県内で5,000円ぐらいにならんかったかなと思つているところですがいかがでしょうか、伺います。

○議長（一水 輝明君） 総務課長。

○総務課長（甲斐 敏弘君） 報酬につきましては、うちだけが突出してというものもできないとか、これはやっぱり団と相談をして決めさせて、今回提案させていただいているところですが、やはり消防団の考えもございます。やはり近隣市町等との整合性とか、まあ、しゃっちは取らんでもいいとは思つのですが、そこもありまして、団のほうと意見の協議をした結果、この金額になつたということで御了承願いたいと思つております。

○議長（一水 輝明君） よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） 消防団員の減少に伴う処遇の改善で団員手当を上げるということなんですが、実際問題、絶対的な母数、若い入れる子たちも減つているので、ここだけを改善してもどうなのかなというのは正直なところあります。入れる年齢層を変える。もしくは消防団としての活動の内容を見直すなど、そこら辺まで今後議論していく必要があるのかなと思つました。

延岡市でも去年ですかね、新聞に載つてあつたのですが、団員で集まつて、何で入らないのかという検証を進めていったり、そういったことも始まつているようなので、報酬が、手当が上がるのは最もですけど、そういった活動内容もちょっと見直しが必要になつてくるのではないかと思つますが、いかがでしょうか。

○議長（一水 輝明君） 総務課長。

○総務課長（甲斐 敏弘君） 議員おっしゃられるとおりでございます。当然、その消防団、役場もそうですし、消防団自体としてもその危機感を持つているところでございます。執行部のほうもどうすれば団員が増えていくのか、正直な話、金が上がれば増えるという問題でもないという、そういう話も出たところでございます。

ただ、国として方針が示されましたので、当然、下がるよりも上がったほうがいいわけですから、それに伴ひまして、報酬については今回上げさせていただくという形になつておるところで

すが、それとまた別に、団員の確保についても団の幹部のほうで今協議も進められておりますし、当然町としても、それについては一緒に協議の場に入って支援をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（一水 輝明君） よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一水 輝明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一水 輝明君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第14、議案第10号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（一水 輝明君） 起立多数であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15、議案第11号

○議長（一水 輝明君） 次に、日程第15、議案第11号日之影町税及び国民健康保険税の徴収等の特例に関する条例を廃止する条例の制定を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第11号日之影町税及び国民健康保険税の徴収等の特例に関する条例を廃止する条例の制定についての提案理由を説明いたします。

日之影町税及び国民健康保険税の徴収等の特例に関する条例は、納税成績の向上と事務の合理化を図るため、昭和38年に制定され、町民税、固定資産税及び国民健康保険税を集合徴収し、納期を10期としていましたが、国の地方税申告電子化に対応するため、それぞれの税別に徴収することとし、今回条例を廃止するものであります。

条例廃止後の令和4年度からの納期は、町民税と固定資産税が4期、国民健康保険税は10期となります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（一水 輝明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一水 輝明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一水 輝明君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第15、議案第11号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（一水 輝明君） 起立多数であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第16. 議案第12号

○議長（一水 輝明君） 次に、日程第16、議案第12号日之影町公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第12号日之影町公の施設に係る指定管理者の指定についての提案理由を説明いたします。

日之影町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第5条の規定により、中央地区多目的研修集会施設の管理を行わせる指定管理者の候補者として、一般社団法人日之影町観光協会を選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とするものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（一水 輝明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。小谷幸治君。

○議員（3番 小谷 幸治君） それでは、指定管理者の指定についてのことについて説明をお願いしたいと思うのですが、指定手続に入る前に、事業計画なり、収支予算書の申請書類等があると思うのですが、候補者選定の経過等について説明をお願いしたいと思います。

○議長（一水 輝明君） 総務課長。



○総務課長（甲斐 敏弘君） 指定管理者の指定の候補者の選定方法として2通りあります。一つが公募によるもの、もう一つが公募によらないものということでございます。公募によるものは、こういう施設がありますので指定管理者にしませんかということで、広く一般に公募するものがございますが、今回は公募によらないものということで、その公の施設の規模、目的、管理等を総合的に勘案しまして、また、本町がその管理者として有利であるという判断がされたときには、町としての公募によらない方法で指定をすることとなっております。

今回は観光協会が去年の7月から今年の3月までということで、6月の議会で承認をいただいて、指定管理を今行っているところでございますが、今のところ何ら支障があるとか、住民から苦情が来たというところは聞いておりませんので、今回、観光協会のほうにまた引き続きという形で、公募によらない方法で指定の選定をしたところでございます。

○議長（一水 輝明君） 小谷幸治君。

○議員（3番 小谷 幸治君） 分かりましたけども、役場の取壊しが今後出てくると思いますが、中央地区のほうで、協議会なりで跡地をどのような形で利用するかという協議もされておりますが、またその辺の中心的な役割も観光協会のほうにしてもらおうというか、その辺まではお考えでしょうか。

○議長（一水 輝明君） 総務課長。

○総務課長（甲斐 敏弘君） 中央地区活性化協議会のほうから、庁舎跡地についての御提案というか、意見もいただいたところでございます。やはり川が近くにあるので、川をメインして人が集えるところという形での要望等もいただいているところでございます。やはりその施設というか、その周辺の核というか、運営については、観光協会があそこにあることによってさらに集客というか、よそから人が来ることもあるでしょうし、併せて町民の方も集える場として活用できるというふうに考えて、観光協会が妥当ではないかと考えているところでございます。

○議長（一水 輝明君） よろしいでしょうか。ほかに質疑はありますか。高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） 昨年7月から観光協会が入っているということで、何かしら中央地区の中で変化が起き始めたとかありますか。よくなったよとか。

○議長（一水 輝明君） 総務課長。

○総務課長（甲斐 敏弘君） 現時点で目に見えて、観光協会があそこにあることによってという、目に見えた形ではまだできておりませんが、今後、当然庁舎取壊し、その後の施設の在り方等について、今後新年度で計画等を策定するように考えておりますので、そこも含めまして、観光協会もやっぱり中核を担っていただきたいと考えているところでございます。

○議長（一水 輝明君） 高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） 人員の配置とかも今後また検討材料になってくると思うのですが、

そこら辺の人員確保とかはどんな感じでしょうか。

○議長（一水 輝明君） 総務課長。

○総務課長（甲斐 敏弘君） 申請書の中で人員の配置ということで、当然、今道の駅のほうに観光案内所といたしまして、多分、常時2名程度いると思いますが、観光協会の組織としまして、パートを含めまして11名で構成されております。そのパートも含めまして、いわゆる中央地区の活性化、観光案内も含めて、道の駅から中央地区に下ろしまして、そこから見立なり、今度は第3五ヶ瀬川橋梁とか、温泉駅とか、そういう第2弾のハブ的な役割を担うような形での組織で、今計画書が出されているところがございます。当然、それは庁舎の解体等もありますので、それが進んでからということにはなろうかと思いますが、そういう形での人員配置が考えられているところがございます。

○議長（一水 輝明君） よろしいでしょうか、いいですか。工藤英信君。

○議員（1番 工藤 英信君） あそこの体育館、中央体育館、あそこの管理もされるということでしょうか。そして今空いている独身寮のこれからどうするの、取り壊すということだったと思うのですが、その日程等についてお伺いします。

○議長（一水 輝明君） 総務課長。

○総務課長（甲斐 敏弘君） まず、体育館につきましては、こちらの指定管理には含まれておりません。体育館は町のほうで独自で管理するというところがございます。

独身寮につきましては、あとで新年度予算の提案もございますが、ちょっと費用面等々、財政部分を考えて場合に、4年度ではちょっと取壊しがかなわないような状況になっているところです。ただ、やはりいつまでもというわけにはいきませんので、財政が許せば早い段階で取壊し等は行いたいと考えているところです。

○議長（一水 輝明君） よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一水 輝明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一水 輝明君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第16、議案第12号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（一水 輝明君） 起立多数であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。11時20分から再開いたします。

午前11時09分休憩

午前11時20分再開

○議長（一水 輝明君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

日程第17. 議案第13号

日程第18. 議案第14号

日程第19. 議案第15号

日程第20. 議案第16号

日程第21. 議案第17号

日程第22. 議案第18号

日程第23. 議案第19号

日程第24. 議案第20号

○議長（一水 輝明君） 次に、日程第17、議案第13号令和4年度日之影町一般会計予算から、日程第24、議案第20号令和4年度日之影町後期高齢者医療特別会計予算までの8議案を一括議題とし、提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一水 輝明君） 異議なしと認めます。それでは、議案第13号から議案第20号までの8議案は、一括議題とすることに決定いたしました。

令和4年度各会計予算8議案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案の提案理由を説明する前に、令和4年度の施政方針を説明させていただきます。

令和4年第1回議会定例会に当たりまして、令和4年度の町政運営に対する方針の一端を申し上げます。

政府は、ポストコロナの持続的な成長につなげる投資を加速するため、グリーン化、デジタル化、地方の所得向上、子ども・子育て支援を実現する投資を重点的に促進し、力強い成長の実現により、民間の大胆な投資とイノベーションを促し、経済社会構造の転換の実現と、財政健全化に向けた取組を推進することとしております。

一方、地方財政につきましては、地方交付税の増額は令和3年度を上回る額を確保するものの、社会保障費の増加が見込まれ、引き続き厳しい状況にあると言えます。

本町の財政状況を見てみますと、令和2年度決算では、地方交付税や国県支出金などの依存財源の歳入全体に対する比率は、84.8%と依然高くなっております。一方、歳出では、人件費、扶助費、公債費の義務的経費はいずれも増加しており、新庁舎建設などの大規模事業を実施してまいりましたので、財政健全化指標であります実質公債費比率や将来負担比率の上昇が見込まれております。

このような財政状況を全職員が十分に理解した上で、令和4年度の予算編成については、各施策、事務事業において限られた財源を最大限有効に活用することで、第5次日之影町長期総合計画及び日之影町地域創生総合戦略等の施策の相互連携を図りながら、美しく豊かな自然環境を生かしたまちづくりを積極的に進め、「住む喜びを実感し、笑顔あふれる光さすまち日之影」の実現に向けまして、1、新型コロナウイルス感染症への対応と活力あるまちづくり、2、子育て支援の充実と未来を支える人材育成の推進、3、活力あふれる農林業、商工業、観光の振興、4、健康づくりの推進と福祉・社会保障の充実、5、安全安心なまちづくりの推進、6、便利で住みやすい社会基盤の整備と移住定住対策の推進、7、町民と行政の連携推進と地域コミュニティの育成の7つを重点施策といたしまして、前年度比8,000万円、1.7%増の48億9,000万円を編成したところであります。これら貴重な予算の執行につきましては、各施策の実現に向け、職員一丸となって最大限努力してまいりたいと考えております。

それでは、各重点項目別に申し上げます。

まず、1点目の新型コロナウイルス感染症への対応と活力あるまちづくりについてであります。

いまだ終息の糸口が見えない新型コロナウイルス感染症につきましては、町民の皆様の御協力によりまして、日々の感染予防を行っていただいておりますが、ワクチン接種につきましては、18歳以上の第3回目や、新たに対象となりました5歳から11歳までの対象者、また、未接種者にもワクチンが接種できるよう、接種推進室を中心に関係機関と連携を取りながら、早急に完了しますよう進めているところであります。

また、感染予防に併せまして、コロナとの共存や、コロナ終息後の経済や、町の活性化へ向けた対策を講じる必要があると考えております。

農林業への対策としましては、水産組織、関係機関等との情報収集及び共有化を図り、国県の動向を注視しまして、必要に応じた対策を講じることで、安心して生産活動に取り組んでもらえるよう支援してまいります。

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、落ち込んだ地域経済の早期回復を図るため、宮崎県のみやぎき応援消費活性化事業を活用しましたプレミアム付商品券の発行を行います。今後も外出の自粛や地域行事等の中止・延期など、日常生活に様々な制限が予想されます。飲食、小売、観光、関連産業など、幅広い業種にわたっての影響を心配していますが、引き

続き、商工会や各種団体等との連携を密に取りまして、必要な支援策を講じてまいります。

また、活力あるまちづくりにつきましては、コロナ禍におきまして、アウトドア関連が全国的に注目を集めております。本町の豊かな自然や、先人から受け継いできました伝統的な文化や農林業、暮らしが高く評価され、世界農業遺産やユネスコエコパーク森林セラピー基地のブランドをいただきました。この地域ブランドを生かしながら、日之影らしさを十分に発揮し、森林セラピー協議会や世界農業遺産高千穂郷・椎葉山地域活性化協議会、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会との連携を図り、町の活性化に取り組んでまいります。

次に、2点目の子育て支援の充実と未来を支える人材育成の推進についてであります。

子育て支援につきましては、日之影町子育て応援基金を活用いたしまして、出産祝い金の支給、ゼロ歳から中学校修了までの医療費全額助成、第三子以降の保育料の無償化と保育料の軽減、不妊治療費の助成、乳幼児健診の実施、放課後子ども教室の運営費助成、中学校入学支援金、学校給食費の無償化、公費支援型学習塾の運営を行います。

また、子ども・子育て支援交付金事業を活用しまして、乳幼児家庭全戸訪問事業や延長保育事業を行うなど、妊産婦子育て家庭のニーズを把握し、必要なサービスが円滑に利用できるよう支援をしてまいります。

安心して産み育てる環境の整備といたしまして、引き続き妊産婦健診、妊婦の通院支援、産後ケア事業、新生児聴覚検査、任意予防接種の費用助成、歯科健診、子ども広場、就学援助等の事業を実施し、保健センターに設置した子育て世代包括支援センターを相談窓口として、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行ってまいります。

また、児童虐待等に対する早期発見、早期対応のため、児童相談所や西臼杵子ども・障害者ネットワークセンター等の関係機関と連携強化を図ってまいります。

学校教育の推進につきましては、児童生徒一人一人が「すこやかな体、豊かな心、すぐれた知性」を持ち合わせ、心身ともに優れた児童生徒を育成するため、日之影学びのスタイルに基づく授業の実践や合同学習などの充実を努め、学習活動をサポートする特別支援教育支援員や中学校教育補助員、複式学級解消、非常勤講師などの配置を継続します。

小学校では令和2年から、中学校では令和3年度から、新学習要領による教育が実施されておりますが、文部科学省より示された社会に開かれた教育課程の実現のため、本町では令和3年度よりコミュニティスクールに取り組んでおり、各学校に学校運営協議会を設置し、地域や保護者との連携をさらに強化することで、児童生徒の望ましいキャリア形成を踏まえた地域と共にある開かれた学校づくりを目指し、教育の日や学校と地域をつなぐ小中学校音楽祭などの行事をはじめ、教育活動に幅広い地域の人材やボランティアなどを積極的に活用する地域学校協働本部と連携し、地域により児童生徒の学びを支えていただくとともに、学校を核とした地域活動の活性

化につなげてまいりたいと考えております。

令和3年度まで導入いたしました、1人1台のタブレット端末や、電子黒板等の機器を活用しまして、学校での授業はもちろん、使用に関するルール等を遵守した上で、必要に応じたオンライン学習等を実施しつつ、教職員のさらなるスキルの向上の取組を行うなど、GIGAスクール構想に基づく時代に必要となる教育環境の実現に努めてまいります。

学校施設、学習環境の整備につきましては、定期的な安全点検と計画的な整備を進めておりますが、各学校施設の修繕とともに、国の学校施設バリアフリー化推進指針で、令和7年度までに緊急かつ集中的に整備を行うよう示されましたので、要配慮児童生徒が在籍する学校にエレベーターを設置するなど、バリアフリー化を推進する取組を行ってまいります。

登下校時の安全対策として、スクールバスの安全な運行や、県警察、学校や地域との連携を図りながら、通学路の安全確保に努めるとともに、放課後児童子ども教室などの活動によりまして、9年間を安全安心に学べる環境の整備に努めてまいります。

社会教育、生涯学習の振興につきましては、人生100年時代を迎える中で、生涯学習講座のさらなる充実や、昨年開館しました町立図書館や高齢者大学などとの連携を図り、心豊かで生きがいのある生涯学習社会の形成を目指してまいります。

町立図書館の運営に当たりましては、学校、家庭、教育関係者、文化財関係者などで構成します図書館運営協議会を設置し、地域に根差した質の高いサービスを提供するとともに、ホームページの管理運営など広報、啓発活動の拡充に努めておりますが、今後さらに、愛称やキャラクターを活用するなど、乳幼児から高齢者までの全ての世代が気軽に立ち寄り、共に学び合える環境づくりを進めてまいります。

文化芸能活動につきましても、図書館と併せ多目的ホールを活用し、宮崎県埋蔵文化財センターなどとの連携を図った企画展や講演会等を開催し、文化芸能団体への継続的な支援を行い、郷土文化及び文化財の保護意識の高揚に努めてまいります。

スポーツの振興につきましては、町スポーツ協会への運営支援や、種目連盟地域総合型スポーツクラブ、ひのかげきらめきクラブとの連携を図った地域スポーツの振興、競技力の向上に努めるとともに、地域利用者からの要望や新型コロナウイルス感染症対策を踏まえまして、癒しの森運動公園等の体育施設の整備や、適切な施設管理に努めてまいります。

人材育成につきましては、令和元年度より未来づくり推進事業を活用しまして、中学生を対象にシンガポールへの交流派遣し、日之影の未来を築く人材育成を推進してまいりました。令和3年度は、残念ながらシンガポールへの交流派遣は中止となりましたが、令和4年度ではグローバルな視野に立った交流派遣などの人材育成を図る取組を行ってまいります。

また、日之影の未来を担う人材育成として、青年層を対象に本町が抱える様々な課題等に

対し、自らが主体的に活動できる人材の育成に取り組んでまいります。

次に、3点目の活力あふれる農林業、商工業、観光の振興についてであります。

農業の振興につきましては、農業従事者の高齢化が進展する中、本町において喫緊の課題でもあります新規就農者の確保、担い手対策につきましては、引き続き国の農業次世代人材投資事業及びひのかげ就農奨励金事業によります支援、さらには関係機関団体と連携した研修会への参加を促す生産力、経営力の向上に努めてまいります。

また、アグリファームを拠点としました新規就農者の研修システムの構築に向けた検討協議を進めてまいります。

農地の維持保全対策につきましては、第5期対策となります中山間地域等直接支払制度や棚田地域振興法に基づいた農業生産活動等への支援を行ってまいります。

また、農業委員会と連携しまして、農地中間管理事業活用による地域の中心となる担い手への農地集積を図るとともに、共同利用機械の導入及び共同利用倉庫の整備への支援によります集落営農を推進してまいります。

株式会社ひのかげアグリファームにつきましては、新たな従業員を確保し、引き続き日之影町担い手協議会との連携、さらには緊急雇用創出事業による作業員の確保に努めるとともに、社員の資格取得や新たに機械導入を行い、年々増加する受託作業への取組を進めてまいります。

また、消費者ニーズの変化に対応した農産物の生産や販路拡大に向けた取組を進め、今後とも町民の要望に応じてまいります。

果樹野菜、花卉の主要品目の生産につきましては、常に需要動向を注視し、生産意欲の維持を図るため、安心して生産活動が行える体制への支援、また、地域おこし協力隊とタイアップした栽培技術の向上につながる助言及び関係機関団体と連携した省力化への支援に取り組み、産地の維持強化に努めてまいります。

肉用牛の生産振興につきましては、引き続き畜舎等の条件整備や、もと牛導入への支援を実施するとともに、畜産経営にICTの活用によります省力化を推進し、生産率向上による経営の安定化を図ってまいります。

農業基盤整備につきましては、農地のほとんどが中山間地特有の条件不利地であり、農業従事者の高齢化、担い手の減少等により、農地の荒廃化、農業施設の維持管理等が困難な状況になっているため、各種制度事業により、畦畔整備、用水路の改修及び蓋かけ排水路の整備、農道の整備を行ってまいります。

林業の振興につきましては、人材育成、担い手の確保、並びに森林整備への支援、有害鳥獣対策、林道整備等への計画的な森林環境譲与税及び企業版ふるさと納税等の有効活用を図るとともに、森林経営管理制度を活用した森林整備を進め、循環型林業の構築、本町林業の活性化に努め

てまいります。

また、森林資源を活用したシイタケの生産振興につきましては、種駒、シイタケ原木購入への助成、さらには高品質なシイタケ生産のため、施設機械整備の支援による集約的環境の整備を引き続き進め、生産者の労働力及びコスト軽減を図ってまいります。

有害鳥獣対策につきましては、引き続き電気牧柵、ワイヤメッシュ柵等の侵入防止資材導入への支援を行い、農林産物への被害軽減に努めます。

また、捕獲活動の負担軽減対策、有捕獲奨励金等の事業を推進するとともに、有害鳥獣捕獲班に対する活動補助や狩猟免許の新規取得者への支援による個体数の適正化に努め、関係機関、猟友会、地域住民、一体となった有害鳥獣対策を進めてまいります。

商工業の振興につきましては、商工業の皆様はオンラインの事業をのみならず、町の活性化に中心的な役割を担っていただいております。引き続き、商工業者の持続的な経営安定や経営基盤の強化を図るため、商工業育成補助金や商工会事務局体制強化事業補助金等の継続とともに、コロナ禍における経済状況や商工業者のニーズを捉えた支援を進めます。

また、商工会と連携し、商工業者に有益な事業、制度の情報提供を行うほか、旧役場跡地年につきましては、中央地区活性化協議会から中央地区住民をはじめ、町民が集い、交流し、憩いの場となるよう検討をお願いしたいとの報告を受けました。

本年度、旧庁舎の解体を計画しておりますが、今後、中央地区活性化の視点からも貴重な御意見としてしっかり対応していきたいと考えておりますし、起業、創業に向けた財政支援や、商店会の魅力向上と活性化に寄与するよう、夏祭りイベント助成などの各種支援を行ってまいります。

次に、観光の振興につきましては、九州中央道の整備により、観光交流の促進とともに、新たな人、物の流れによる経済活動の活性化など、多様な効果を期待しているところであります。こうした中、地域おこし協力隊の配置などによります観光協会の機能強化を図ってまいりましたが、引き続き町のブランド力を生かし、四季折々の情報発信を行いまして、観光客等の獲得につなげたいと考えております。

コロナ禍におきまして、観光の形態が団体旅行から個人旅行へと変化していることを踏まえまして、SNSなどを活用しましての自然や風景、地域イベントをタイミングよく発信し、観光や交流、関係人口の獲得、観光産業の活性化につなげてまいります。

また、新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして、地方への関心が高まっております。特にインターネットを活用し、リモートでの業務や仕事と余暇を合わせたワーケーションなど、様々な働き方が行われるようになりました。

本町におきましても、日之影キャンプ内にワーケーションに対応した環境の整備を済ませておりますが、企業への呼びかけとともに、森林セラピーなどのウォーキングやボルダリングなどの



体験メニューを組み合わせながらも、本町の魅力発信につなげてまいります。

次に、4点目の健康づくりの推進と福祉社会保障の充実についてであります。

町民の健康増進につきましては、住民の健康に関する知識が意識を高め、健康を維持するため、各種がん検診、特定健診、ヤング健診等の受診を進め、疾病の早期発見、並びに生活習慣病の発症予防及び重症化予防に取り組んでまいります。特に要指導者に対する訪問指導の充実による糖尿病及び糖尿病性腎症の重症化予防と、健診未受診者及び疾患がありながら医療機関にかかっていない方々に対しまして、受診勧奨を行ってまいります。

さらに、職場公民館等に出向き、健康講座等を開催するなど、あらゆる場面での生活習慣病予防のための食生活改善運動等を進めるとともに、各種検診の受診について啓発活動を行ってまいります。

あわせて、高齢者の疾病予防、重症化予防を効果的に実施していくために、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業をさらに実践するため、地域での健康課題や分析検討を行い、生活習慣病重症化予防に係る相談指導に取り組んでまいります。

運動を習慣化することは、健康を維持する上で大切なことですが、コロナ禍の影響などによりまして、人が集まって運動する機会が減っております。運動習慣の改善策として、自宅でケーブルテレビを活用した本町の伝統文化である神楽の要素を取り入れた神楽エクササイズの運動啓発を行ってまいります。

病院の医療サービスにつきましては、昨年4月から郡内3町で西臼杵公立病院統合再編準備室を設置しまして、統合再編に向けての準備を進めており、昨年10月に西臼杵地域における医療連携に係る基本構想を策定いたしました。

これを踏まえまして、再編に向けました準備と地域のニーズに合った医療機関への転換を図るため、病床機能の見直しや電子カルテの導入など、持続可能で営業再生の確立を目指してまいります。

高齢者福祉につきましては、高齢者が自立して充実した生活を送るために、高齢者大学や高齢者講習いきいきサロン、いきいき百歳体操を開催するとともに、高齢者クラブの活動を支援するため、単位クラブの活動に対して助成を行ってまいります。

さらに、高齢者福祉計画第8期介護保険事業計画に基づきまして、地域包括支援センターをはじめ高齢者福祉関連機関が連携し、介護保険制度の介護サービスと地域支援事業による介護予防、日常生活支援総合事業サービス、配食サービス、訪問サービス、まさのや、だるまや等のミニデイサービスや、生活支援ハウス、注文宅配と組み合わせるなど、介護福祉サービスの確保を図ってまいります。

障害者福祉につきましては、障害者や障害児を自立した日常生活、または社会生活を営む

ために必要な障害福祉サービス等が地域において計画的に提供できるよう、第6期日之影町障害福祉計画（第2期障がい児福祉計画）に基づき、障害者福祉の障害者政策の推進を図ってまいります。

また、3町共同で設置しました西臼杵子ども・障害者ネットワークセンターと連携を密にしながら、障害者とその家族の支援を行ってまいります。

次に、5点目の安全安心なまちづくりの推進についてであります。

近年の異常気象により台風の大型化や激甚化する自然災害によりまして、日本のみならず世界各地で大規模な災害が発生している。本町におきましても、備えておくことが重要であると考えております。

いつ発生するか分からない南海トラフ地震や、各種災害に備えまして、県や関係機関、地域住民などとの協働により防災訓練などによりまして、防災意識の向上に努めてまいります。

また、防災行政無線や防災情報システムなどの活用によりまして、迅速な防災情報の発信にも努めてまいります。

火災や救急救助のほか、自然災害等に対して迅速な対応がとれますよう、高千穂警察署、西臼杵広域消防、消防団との連携を密にしまして、さらなる安全安心なまちづくりに努めてまいります。

また、町民生活の安全安心確保のため、日夜献身的に活動しております消防団につきましては、団員減少が全国的な課題となっており、国におきまして、団員報酬との改善の方針が出され、本町におきましても報酬等の見直しを行いまして、団員の処遇改善に努めます。

また、小型ポンプ積載車の購入や防火水槽の修繕など、引き続き各種消防施設等の整備を行ってまいります。

防犯活動につきましては、駐在所連絡協議会や各小学校の見守り隊、日之影地域安全少年隊などの防犯団体と連携しまして、犯罪のない明るいまちづくりを進めてまいります。

次に、6点目の便利で住みやすい社会基盤の整備と移住定住対策の推進についてであります。

道路網の整備につきましては、安心して暮らせる社会を実現するため、地域の人たちが求める最も基本的な社会資本であり、極めて重要であります。

九州中央自動車道の一部であります国道218号、高千穂日之影道路につきましては、昨年8月に日之影深角インターチェンジから平底交差点間が供用開始され、日之影管内の雲海橋交差点から平底交差点間の5.1キロが全線開通いたしました。

また、昨年3月に新規事業化となった高千穂雲海橋道路につきましては、本年1月15日に中心くい打ち式が行われ、本格的な測量に着手していただいたところでございます。

今後も国や関係機関との連携を図りながら、高千穂雲海橋道路の早期完成及び九州中央自動車

道の整備促進について、引き続き各期成会、沿線住民一丸となって取り組んでまいります。

また、県道につきましては、依然として整備が遅れておりますことから、県に対して積極的に要望活動を行ってまいります。

町道につきましては、社会資本整備総合交付金事業、地方創生道整備推進交付金事業及び道路メンテナンス事業などの国の補助事業を活用しまして、整備を進めてまいります。

さらに、町民の日常生活や地域産業振興のため、集落道や林道等の整備につきましても、各種制度、事業等を活用し、計画的に進めてまいります。

水道事業につきましては、8地区の簡易水道施設の機器設備の改修、拡充を進め、町民の重要な生活基盤である水道の安定した供給に努めてまいります。

生活環境につきましては、五ヶ瀬川水系への水質保全や公衆衛生の向上を図るため、引き続き合併処理浄化槽の設置を推進するとともに、住民の環境保護意識の向上を図ってまいります。

また、ごみの減量化、資源化につきまして、食品ロス削減やリサイクルなどの4R運動を推進し、限られた資源の有効利用をさらに進めてまいります。

町民の移動手段の確保は大変重要な課題であります。特に公共交通体制の充実につきましては、自家用車に頼らざるを得ない本町のような中山間地域において、高齢者や通学者にとってはなくてはならないものであります。こうした中、宮崎交通の生活バス運行支援を引き続き行うとともに、平成20年より運行しておりますコミュニティーバスにつきましても、庁舎移転等に併いましてダイヤの改正を行いました。引き続き町民や運行事業者などからの御意見を参考としながら、利便性の向上に努めてまいります。

また、本町の実情に応じ、将来的な公共交通体制を確立するため、地域公共交通計画を策定いたします。これによりまして、時代の変化による利用者の多様なニーズを反映するとともに、地域公共交通の最適化を検討してまいります。寄り合いタクシー等の新たな交通手段の検討を行い、将来的な地域移動手段の確保に努めてまいります。

情報通信網につきましては、ひのかげケーブルネットワークや公衆無線LANを整備し運用しており、延岡日之影間の通信帯域の拡張を行ったところでありますが、これを活用したインターネット環境の充実とともに、新たな住民サービスの構築などにつなげてまいります。

移住定住対策の推進につきましては、本町の魅力発信はもとより、移住希望者への住環境の提供も重要であります。そのため、町内に点在する空き家を有効に活用することが移住定住を推進する上で重要な要素であると考えております。

そのような中、昨年、空き家実態調査を行い、町内の空き家の実態について調べました。現在、その情報を整理しているところでございますが、今後は調査で得られた情報を基に空き家の活用性の可否を探り、移住希望者に提供できる物件の拡充を図るなど、空き家情報の充実に向けた取

組を進めてまいります。

また、住宅確保のため、令和3年度より平底団地に急行の町営住宅を整備しておりますが、令和4年度には募集を開始することとしております。

県外での移住相談会への参加や、移住定住コーディネーターによります移住希望者への相談を受け付け、移住者に対する相談やフォローアップ、さらには移住奨励金など、移住支援策を継続してまいります。

次に、7点目の町民と行政の連携推進と地域コミュニティの育成についてであります。

自治公民館は、地域コミュニティの中心的な役割を担っています。人口の減少や高齢化により、組織的活動の機能が低下しつつある中、さらにコロナ禍による地域のお祭りや敬老会、また神楽など、地域文化の継承活動などほとんどの行事が中止となり、地域コミュニティの機能が失われていくことを懸念しております。

コロナ禍における集落活動の現状把握とともに、アフターコロナを見据えた集落活動の在り方の再開に向けた意見交換会を実施し、連携による地域の不安解消に努めてまいります。

また、水源の里地域の振興につきましては、平成20年に日之影町水源の里条例を制定し、住民がずっと住み続けたいと思う地域づくりを目指してまして、支援を行ってまいりました。

今後も集落支援を配置し、水源の里支援隊の活動を通して細やかな行政サービスの展開を図りますとともに、幅広い分野において活動をサポートし、集落への利潤活性化に取り組んでまいります。

地方創生を進めていくためには、町民の行政への参画と強度はなくてはならないものですが、日之影中学校で行われましたひのかげ近未来会議など、住民の多様な意見や思いが反映できるよう、地域のリーダーとなる人材育成に努め、町民の皆様との協働によります持続可能な日之影づくりを推進してまいります。

以上、令和4年度の主要施策について申し上げましたが、令和4年度予算の執行に当たりましては、財政の健全化はもちろんのこと、常に情報収集に努め、国県の動向を的確に把握し、事業の投資効果等も充分勘案しながら効率的な行財政の運営に努め、技術的で持続可能な日之影を創生することを目標に、施策執行に努めてまいります。

今後とも議会、並びに住民の皆様方の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます、令和4年度の施政方針とさせていただきます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案第13号令和4年度日之影町一般会計予算の提案理由を説明いたします。

令和4年度日之影一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ48億9,000万円で、前年度より1.7%増となります。

まず、歳入について申し上げます。

町税は、前年度より0.7%増の3億3,772万1,000円。

地方譲与税は、前年度より10.6%増の1億3,962万4,000円。

利子割交付金、配当割交付金及び株式等譲渡所得割交付金は、それぞれ前年度同額の10万円。

法人事業税交付金は、前年度より233.3%増の200万円。

地方消費税交付金は、前年度より4.2%増の7,500万円。

環境性能割交付金は、前年度より29.6%増の350万円。

地方特例交付金は、前年度より89.5%減の20万円。

地方交付税は、前年度より5.2%増の24億2,000万円。

交通安全対策特別交付金は、前年度同額の50万円。

分担金及び負担金は、前年より0.2%増の2,491万3,000円。

使用料及び手数料は、前年より2.4%増の3,766万6,000円。

国庫支出金は、前年度より9.0%増の3億4,827万5,000円。

県支出金は、前年度より5.2%減の4億3,671万6,000円。

財産収入は、前年度より11.5%減の3,455万3,000円。

寄附金は、前年度より13.3%増の5,100万1,000円。

繰入金は、財政調整基金から2億5,300万円、減債基金から5,000万円、公共施設等整備基金から3,616万8,000円、子育て応援基金から2,746万3,000円をそれぞれ繰り入れ、前年度より17.1%増の4億5,598万1,000円。

繰越金は、前年度同額の1,500万円。

諸収入は、前年度より59.5%減の4,775万円。

町債は、前年度より12.0%減の4億5,930万円となります。

次に、歳出について申し上げます。

議会費は、前年度より0.9%減の4,967万1,000円。

総務費は、旧役場庁舎解体事業等の増により、前年度より22.8%増の9億8,812万5,000円。

民生費は、前年度より0.3%増の8億8,731万1,000円。

衛生費は、前年度より2.1%減の3億9,899万円。

農林水産業費は、前年度より1.3%増の7億4,933万8,000円。

商工費は、温泉設備改修事業費等の減により、前年度より30.3%減の1億4,620万円。

土木費は、前年度より0.5%減の4億7,446万6,000円。

消防費は、前年より微増の1億3,943万7,000円。

教育費は、第三五ヶ瀬川橋梁の保存管理業務委託料等の増により、前年度より3.2%増の3億166万6,000円。

災害復旧費は、過年発生農業施設災害復旧事業費等の原因により、前年度より17.4%減の2,140万3,000円。

公債費は、前年度より7.5%増の6億5,181万円。

諸出金は、高千穂線鉄道整理基金清算分の積立てによる公共施設等整備基金費の減により、前年度より53.5%減の7,701万3,000円。

予備費は、507万円となります。

次に、歳出を性質別に見ますと、義務的経費は、人件費、扶助費及び公債費の全てにおいて増加しており、義務的経費全体で前年度より4.9%増の18億3,258万5,000円となり、義務的経費が歳出総額に占める割合は、37.4%となります。

投資的経費では、普通建設事業費が、旧庁舎解体事業などの増により、前年度より6.9%増の8億1,987万円となります。

また、災害復旧事業費は、前年より16.7%減の2,242万3,000円となり、投資的経費が歳出総額に占める割合は17.3%で、8億4,229万3,000円となります。

次に、債務負担行為は、特別養護老人ホーム、雲居都荘施設再整備借入金償還利子補給等について、期間及び限度を定め、債務の負担の決定を求めるものであります。

地方債は、令和4年度事業に対して借入れを予定している起債の言動について決定を求めるものであります。

最後に、一時借入金については借入最高限度額を、最終予算の流用については流用することのできる経費を定めるものであります。

以上、令和4年度一般会計予算の概要を説明いたしました。別紙「一般会計予算前年度比較表」及び「投資的事業の概要」についても御参考にしていただきたいと思います。

次に、議案第14号令和4年度日之影町国民健康保険病院事業会計予算の提案理由を説明いたします。

令和4年度日之影町国民健康保険病院事業につきまして、公立病院新改革プランの目標値を基本に、入院患者数を1日平均30人、外来患者数1日平均110人として収益並びに必要な経費を見込み、予算を計上いたしました。

まず、収益的収入及び支出について前年度比で申し上げます。

収入は、医業収益が4.7%増の5億895万7,000円、医業外収益が0.8%増の1億7,804万3,000円で、収入の合計額は3.7%増の6億8,700万円です。

支出は、医業費用が3.8%増の6億7,638万2,000円、医業外費用が4.9%減の

9 1 7 万 9, 0 0 0 円、特別損失が 1 0 0 万円、予備費が 4 3 万 9, 0 0 0 円で、支出の合計額は、収入の合計額と同額の 6 億 8, 7 0 0 万円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

資本的収入は、出資金が 1, 5 1 2 万円、企業債が 6, 5 6 0 万円、繰入金が 4, 0 0 0 万円で、収入の合計額は 1 億 2, 0 7 2 万円であります。

支出は、建設改良費が 1 億 2, 5 3 6 万 2, 0 0 0 円、企業債償還金が 3, 5 8 9 万 6, 0 0 0 円で、資本的支出の合計額は 1 億 6, 1 2 5 万 8, 0 0 0 円であります。

資本的収入額が資本的支出額支出額に対し不足する額 4, 0 5 3 万 8, 0 0 0 は、損益勘定留保資金で補填するものであります。

一時借入金の限度額は 2 億円とし、また、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費 3 億 9, 0 1 2 万 9, 0 0 0 円、公債費 1 5 万円であります。

一般会計補助金は、財政補助金 1 億 6, 0 0 0 万円、企業債利子補助金 2 4 3 万 3, 0 0 0 円、企業債利子補助金 2 4 3 万 3, 0 0 0 円、企業債元金償還補助金 1, 5 1 2 万円とし、棚卸資産の購入限度額を、2 億 4, 0 0 0 万円と定め、自由な資産の取得については、医療情報システムを購入するものであります。

次に、議案第 1 5 号令和 4 年度日之影町国民健康保険事業特別会計予算の提案理由を説明いたします。

令和 4 年度日之影町国民健康保険事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7 億 4, 6 5 3 万 4, 0 0 0 円と定めるものであります。

まず歳入は、国民健康保険税を前年度より 1 1. 0 % 減の 8, 0 9 0 万 1, 0 0 0 円、一部負担金を 4, 0 0 0 円、使用料及び手数料を 1, 0 0 0 円、県支出金を、保険給付費等交付金で前年度より 5 1. 1 % 増の 6 億 3 3 7 万 1, 0 0 0 円、財産収入を 1, 0 0 0 円、繰入金を、保険基盤安定繰入金などの一般会計繰入金で 5, 9 1 9 万 4, 0 0 0 円、繰越金を 1, 0 0 0 円、諸収入を特定健診審査等受託料などで 3 0 6 万 1, 0 0 0 円とするものであります。

次に歳出は、総務費をシステム改修委託料などで 2, 4 4 5 万 6, 0 0 0 円、保険給付費を療養諸費と高額療養費などで、前年度より 4 3. 5 % 増の 5 億 2, 6 8 5 万 9, 0 0 0 円、国民健康保険事業費納付金を医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分で、前年より 1. 3 % 減の 1 億 3, 5 2 2 万 3, 0 0 0 円、保健事業費は、保健衛生普及費と特定健診等事業費などで 1, 7 2 9 万 1, 0 0 0 円、積立金と公債費をそれぞれ 1, 0 0 0 円、諸支出金を、保険税の還付金、病院会計繰出金などで 4, 1 9 3 万 7, 0 0 0 円、共同事業拠出金を 1, 0 0 0 円とし、予備を 7 6 万 5, 0 0 0 円とするものであります。

次に、議案第 1 6 号令和 4 年度日之影町簡易水道事業特別会計予算の提案理由を説明いたしま

す。

令和4年度の日之影町簡易水道事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,517万9,000円と定めるものであります。

まず、歳入について申し上げます。

分担金及び負担金を3万1,000円、使用料及び手数料を4,958万2,000円、財産収入を1,000円、繰入金589万4,000円、繰越金を15万円、諸収入を2万1,000円、町債を950万円とするものであります。

次に、歳出について申し上げます。

衛生費の簡易水道費を5,323万9,000円、公債費を1,179万円で、これは日之影地区簡易水道ほか1地区及び公営企業会計移行業務の起債償還金であります。

また、予備費を15万円とするものであります。

次に、議案第17号令和4年度日之影町奨学金事業特別会計予算の提案理由を説明いたします。

令和4年度の奨学資金事業は、貸付け対象者を定期貸付け者は継続、新規合わせて、高校生15名、大学生等31名の計46名と予定いたしました。

また、入学一次貸付け者を高校生2名、大学生2名の計4名と予定しました。

令和4年度日之影町奨学資金事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,566万9,000円と定めるものであります。

まず、歳入について申し上げます。

寄附金を1万円、繰入金での一般会計繰入金を1,167万8,000円、繰越金を1,000円、財産収入を1,000円、諸収入の貸付金収入を397万8,000円、預金利子を1,000円とするものであります。

次に、歳出について申し上げます。

奨学資金を1,566万8,000円、積立金を1,000円とするものであります。

次に、議案第18号令和4年度日之影町農業集落排水事業特別会計予算の提案理由を説明いたします。

令和4年度の日之影町農業集落排水事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,492万5,000円と定めるものであります。

まず、歳入について申し上げます。

使用料及び手数料を591万9,000円、繰入金を1,000万4,000円、繰越金を1,000円、諸収入を1,000円、町債を900万円とするものであります。

次に、歳出について申し上げます。

農業集落排水事業を1,559万1,000円、公債費を933万3,000円、予備費を



1,000円とするものであります。

次に、議案第19号令和4年度日之影町介護保険特別会計予算の提案理由を説明いたします。

令和4年度日之影町介護保険特別会計予算の保険事業勘定は、第8期介護保険事業計画に基づき、介護サービス費等の保険給付費、地域支援事業費等に必要な経費及び要介護認定等に要する経費を計上し、前年度当初より22万8,000円減の7億951万9,000円とし、介護サービス事業勘定は、地域包括支援センターの予防プラン作成等の経費で、前年度当初より2万2,000円増の23万1,000円とするものであります。

まず、保険事業勘定の歳入から申し上げます。

保険料は、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料で、1億330万5,000円、使用料及び手数料に1,000円、国庫支出金は介護給付費負担金、調整交付金及び地域支援事業等の国庫補助金で1億9,616万2,000円、支払基金交付金は、介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金で1億7,974万3,000円、県支出金は、介護給付費負担金、地域支援事業を交付金等で1億758万1,000円、財産収入に1,000円、繰入金は、介護給付費、地域支援事業費及び事務費等に要する一般会計繰入金等で1億2,259万4,000円、繰越金は1,000円、諸収入は、地域支援事業利用料、預金利子等で13万1,000円計上するものであります。

歳出につきましては、総務費は人件費、事務費及び介護認定審査会費で2,347万円、保険給付費は、介護サービス費、介護予防サービス費等で6億4,983万1,000円、地域支援事業費は、包括的支援事業費、任意事業費、介護予防事業費で3,610万円、基金積立金に1,000円、諸支出金に1万7,000円、予備費に10万円計上するものであります。

次に、介護サービス事業勘定につきまして、歳入から申し上げます。

サービス収入は、要支援認定者の予防プランの作成料で22万8,000円、繰入金繰越金及び諸収入でそれぞれ1,000円を計上するものであります。

歳出につきましては、サービス事業費は予防プラン作成に必要な通信費等で23万円、繰越金に1,000円計上するものであります。

次に、議案第20号令和4年度日之影町後期高齢者医療特別会計予算の提案理由を説明いたします。

令和4年度日之影町後期高齢者医療特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,262万2,000円と定めるものであります。

まず歳入は、後期高齢者医療保険料を3,116万6,000円、使用料及び手数料を2,000円、繰入金を2,139万2,000円、諸収入を1万8,000円、繰越金を4万4,000円とするものであります。

次に歳出は、総務費を10万8,000円、後期高齢者医療広域連合納付金を5,245万円、諸支出金を2万4,000円、予備費を4万円とするものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

[町長降壇]

○議長（一水 輝明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。ただいま提案されました各会計予算8議案については、3月7日に総括質疑を行い、さらに会期中の議案熟読をお願いすることとし、議会最終日に質疑、討論、採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（一水 輝明君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号から議案第20号までの8議案は、会期中の議案熟読をお願いすることに決定をいたしました。

---

日程第25. 議案第21号

日程第26. 議案第22号

日程第27. 議案第23号

日程第28. 議案第24号

日程第29. 議案第25号

日程第30. 議案第26号

○議長（一水 輝明君） 次に、日程第25、議案第21号令和3年度日之影町一般会計補正予算（第10号）から、日程第30、議案第26号令和3年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第4号）までの補正予算6件を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長（佐藤 貢君） 議案第21号令和3年度日之影町一般会計補正予算（第10号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、県内に出されているまん延防止等重点措置の延長に伴う感染症対策休業要請等協力金に要する経費のほか、病院事業会計繰出金及び各事業における不用額の整理による補正が主なものであります。

まず、歳入について申し上げます。

町税は、町民税等で129万円の追加。

地方交付税は、普通交付税で2億5,638万6,000円の追加。

分担金及び負担金は、災害復旧費分担金等で232万1,000円の減額。

使用料及び手数料は、コミュニティーバス使用料等で5万7,000円の減額。

国庫支出金は、児童手当国庫負担金等で131万円の減額。

県支出金は、感染症対応休業要請協力金及び林業施設災害復旧費補助金等で3,282万3,000円の追加。

財産収入は、不動産売却収入等で336万円の追加。

寄附金は、ふるさと応援寄附金等で4,492万円の追加。

繰入金は、財政調整基金繰入金等で2億8,625万9,000円の減額。

諸収入は、ケーブル移設補償金等で286万9,000円の追加。

町債は、林業施設災害復旧事業債等で290万円の減額。

以上、歳入補正を4,880万1,000円の追加とし、歳入総額を55億2,217万7,000円といたします。

次に、歳出について申し上げます。

議会費は、費用弁償等で73万9,000円の減額。

総務費は、定期路線バス運行経費補助金等で1,902万4,000円の減額。

民生費は、後期高齢者医療制度負担金等で702万9,000円の減額。

衛生費は、病院事業会計繰出金等で2,799万1,000円の追加。

農林水産業費は、たばこ・園芸施設整備事業補助金及び林業担い手創出事業補助金で157万2,000円の減額。

商工費は、温泉駅の営業損失補償等で656万円の追加。

土木費は、町道改良工事費等で296万8,000円の減額。

消防費は、消防団員に出動手当等で179万3,000円の減額。

教育費は、会計年度任用職員報酬等で1,015万2,000円の減額。

災害復旧費は、現年発生農地災害復旧工事費等で363万7,000円の減額。

諸支出金は、ふるさと応援基金費等で5,692万2,000円の追加。

予備費は、417万2,000円の追加。

以上、歳出補正を4,880万1,000円の追加とし、歳出総額を55億2,217万7,000円といたします。

次に、第2表繰越明許費につきましては、林道災害復旧工事及び町道改良工場等について、翌年度に繰り越して使用する経費を定めるものであります。

最後に、第3表地方債補正につきましては、借入れ限度額を変更するものであります。

次に、議案第22号令和3年度日之影町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）の提案理由を説明いたします。

医業収益の減額及びそれに伴う一般会計補助金の追加が主なものであります。

まず、収益的収入につきまして申し上げます。

医業収益は、入院収益、外来収益等で3,723万8,000円の減額、医業外収益は、一般会計補助金等で3,063万3,000円を追加、特別利益は、過年度損益修正益等で14万8,000円を追加するものであります。

次に、収益的支出について申し上げます。

医行費用は、給与費、材料費等で1,163万円の減額、医業外費用は、消費税等で2万9,000円、特別損失は、過年度損益修正損等で100万1,000円、予備費を414万3,000円それぞれ追加し、収入及び支出の予算総額を6億7,072万5,000円とするものであります。

資本的収入及び支出は、資本的支出の建設改良費を79万5,000円減額し、支出総額6,445万2,000円とするものであります。

次に、議案第23号令和3年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、高額療養費の増による補正が主なものであります。

まず歳入は、県支出金が保険給付費等交付金で262万1,000円を追加、繰入金は、一般会計繰入金と基金繰入金で180万2,000円減額、雑入は、損失補償金で81万3,000円を追加いたします。

次に歳出は、総務費がシステム改修委託料などで180万2,000円を減額、保険給付費は、一般被保険者高額療養費などで280万5,000円を追加、国民健康保険事業費納付金は、財源補正、保健事業費は、会計年度任用職員報酬で7,000円の追加、諸支出金は、償還金で74万7,000円を追加、予備費を12万5,000円減額して、歳入歳出予算の総額7億2,641万4,000円とするものであります。

次に、議案第24号令和3年度日之影町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、修繕料及び消費税の補正が行うものであります。

歳入では、繰入金を136万9,000円減額し、雑入を85万3,000円追加するものであります。

歳出では、衛生費の旅費を2万5,000円、食糧費を6,000円、委託料を8万7,000円、消費税を131万円減額し、修繕料を205万3,000円、水質検査手数料を5万9,000円追加するものであります。

また、予備費を120万円減額し、歳入歳出予算の総額を9,185万3,000円とするもの

であります。

次に、議案第25号令和3年度日之影町奨学資金事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、新たな奨学金貸付け者申請者及び貸付金の決定に伴う補正であります。

歳入では、一般会計繰入金を260万円追加し、歳出では、奨学資金貸付金を260万円追加し、歳入歳出予算の総額を2,024万9,000円とするものであります。

次に、議案第26号令和3年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第4号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、介護サービス費、特定入所者介護サービス費の利用者減による減額が主なものであります。

歳入では、保険料481万円、国庫支出金を172万1,000円、支払基金公付金を386万円、県支出金を231万2,000円、繰入金を207万1,000円それぞれ減額するものであります。

歳出では、総務費を5万7,000円、保険給付費を1,476万円それぞれ減額、地域支援事業費を4万3,000円追加し、歳入歳出予算の総額を7億4,293万3,000円とするものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（一水 輝明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。ただいま提案のありました補正予算6議案につきましては、会期中の議案熟読をお願いすることとし、3月7日の本会議において、質疑、討論、採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一水 輝明君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号から議案第26号までの6議案は、会期中の議案熟読をお願いすることに決定をいたしました。

---

○議長（一水 輝明君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会とします。

午後0時12分散会

---